

**住民税非課税者や子育て世帯が対象** **政策企画課 ☎ 22-3032**  
**割引率 20%の「プレミアム付商品券」を発行**

10月に予定されている消費税引き上げに合わせて、住民税非課税の方や子育て世帯を対象に「プレミアム付商品券」の販売が行われます。対象者には8月中旬に申請書を発送します。

**対象者 (2019年1月1日現在)**

**購入限度額 (1人につき)**



**1 2019年度の住民税非課税者**

(住民税課税者に扶養されている方や生活保護受給者を除く)

**1 住民税非課税の方 1人につき**

**額面 25,000 円**  
(販売額 20,000 円)



**2 2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯**

(8月1日以降に生まれた子ども分の引換券は10月上旬に発送予定)

**2 対象となる子ども 1人につき**

**額面 25,000 円**  
(販売額 20,000 円)

- ▶ 1,2の両方に該当する方は、両方とも引き換えの対象になります。
- ▶ DV被害者で住民票を移さずにお住いの方は、現在お住いの市区町村にご相談ください。
- ▶ 商品券は5,000円単位(4,000円で販売)で購入でき、町内の登録事業所のみで使用できます。

**例えばつぎのような世帯構成の場合**

**課税の夫婦と2歳の子ども1人の世帯**



子ども1人分なので  
**25,000円分の商品券を  
20,000円で購入できる**

**世帯3人全員が非課税の世帯**



非課税の3人分なので  
**総額75,000円分の商品券  
を60,000円で購入できる**

**1 申請する (1のみ)** 1の住民税非課税の方に対して8月中旬に申請書を発送しますので、必要事項を記入して**役場政策企画課へ提出**してください。

**2 引換券が届く** 1の申請者と2の対象児童がいる世帯へは、町から**9月以降に引換券が届きます**。紛失した場合は再発行できませんのでご注意ください。

**3 商品券を購入** 町商工会の窓口で、**引換券と免許証など**の本人確認書類を持参して商品券を購入してください。最大5回に分けて購入できます。

**4 商品券を使用** 決められた**期間内 (令和2年2月29日まで)** に使用してください。使用できる期間や店舗等については引換券発送時にお知らせします。

**小学校入学予定の保護者を対象  
就学相談会を開催します**

教育委員会では、小学校入学前の子どもが、よりスムーズに入学するための準備を進めています。入学に向けて、健康面や生活面、学習面など気になる方は、相談を受け付けますのでお気軽にご相談ください。

**相談例**  
▶ 集団になじみにくい ▶ 言葉の発達が気になる ▶ 体力や健康面が気になる ▶ 入学後に学習支援を希望するなど

**受付期間**  
**8月1日(木)～10月31日(木)**  
**就学相談は事前予約が必要です**

就学相談は予約制になりますので、希望される方は教育委員会(担当:才川)までお電話ください。その際に面談相談日を調整します。

教育課 ☎ 22-0517

**スポーツで心も体もリフレッシュ  
きんこうスポーツクラブ**

きんこうスポーツクラブの会員を募集中。会員になると1回500円の参加費が200円になる特典があります。ぜひご参加ください。

- ▶ **種目** スクエアステップ・サッカー・バドミントン・ニュースポーツ・スポーツ吹き矢など
- ▶ **年会費 3,000円** (会員は参加費200円)
- ▶ **問合せ** 事務局 ☎ 090-1878-3053



スクエアステップ教室



サッカー教室

教育課 ☎ 22-0517

**8月23日(金)・24日(土)  
やまんなか音楽会を開催**

花瀬川石畳を舞台に「やまんなか音楽会」を開催します。2日間で1万本を超える竹灯籠やペットボトルキャンドルの幻想的な雰囲気の中で音楽を楽しめます。多数の飲食ブースもありますので、皆さまのご来場をお待ちしています。

**開催日**  
**8月23日(金)～24日(土)**  
**18:30～21:00 (23日はライトアップのみ)**

**場所** 花瀬川特設ステージ



シンガーソングライター 熊川みゆなど多数出演予定

観光交流課 ☎ 28-2488

**事業者の皆様へ  
軽減税率制度の説明会開催**

10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。事業者の方は、帳簿・請求書などを税率ごとに区分して作成する必要があり、レジやシステムの導入・改修が必要になる場合がありますので、軽減税率制度について、下記日程で鹿屋税務署と共同説明会を行います。

**開催日** **出席の事前連絡は不要**  
**9月6日(金) 13:30～15:00**

**場所** 町総合交流センター  
**問合せ** 鹿屋税務署 ☎ 42-3128



住民税務課 ☎ 22-3037